

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 59 「計算書類に係る附属明細書のひな型」の改正について

前々回のワンポイント会計基準でお伝えしたとおり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、単体開示の簡素化が図られました。それに伴い、日本公認会計士協会は2014年4月2日に会計制度委員会研究報告第9号「計算書類に係る附属明細書のひな型」（以下、「研究報告」という。）の改正を公表しました。

今回は当該改正の内容について解説いたします。

はじめに、研究報告とは、計算書類に係る附属明細書（以下「附属明細書」という。）について、会社法及び会社計算規則では具体的な作成方法が示されていないことから、その作成に当たり附属明細書のひな型の一例を示し、実務の参考に資するものとして位置付けられています。

また、研究報告は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく会計監査人の監査を受ける会計監査人設置会社を主として対象にしたものです。それに加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正されたことで、特例財務諸表提出会社（連結財務諸表を作成している会社のうち、会計監査人を設置している会社）についても研究報告の対象に含まれることとなりました。

今回の改正では、附属明細書の「引当金の明細」の様式についての簡素化が図られています。

改正前の引当金の明細のひな型は、「当期減少額」を「目的使用」と「その他」に区分する様式のみが公表されていましたが、今回の改正により、当期減少額の欄を区分しない様式が追加されました。

このように、引当金の明細は「当期減少額の欄を区分する記載」又は「当期減少額の欄を区分しない記載」のいずれかの様式により作成することとなります。

GYOSEI & CO.

(2014/5/12 号より)

ワンポイント会計基準